

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	株式会社コナカ
【英訳名】	KONAKA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長CEO グループ代表 湖中 謙介
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役常務執行役員CFO管理本部長 湖中 龍介
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社取締役社長CEOグループ代表 湖中謙介及び取締役常務執行役員CFO管理本部長 湖中龍介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲につきましては、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社並びに持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社6社につきましては、財務報告に対する金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、当社グループの経営管理上、各事業拠点における売上高が事業活動の成果を測る指標として最も重視されていることを踏まえ、事業拠点の量的重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、財務報告に対する金額的及び質的重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、当連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2程度の割合に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。それらの選定した重要な事業拠点においては、事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」、「仕入」及び「買掛金」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目である固定資産の減損損失に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。